京都学園大学・京都先端科学大学同窓会支部活動運営助成規定

(目的)

第1条 本規定は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会(以下、「本会」という。)支部活動の促進を図るため、本会支部設置に関する規程第9条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象支部)

- 第2条 助成対象支部は、次のとおりとする。
 - (1) 本会本部が認めた地域支部組織であること。
- (2) 活動推進上、特に必要があると本会本部が認めた組織であること。

(助成対象)

- 第3条 助成の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 支部運営補助金
- (2) 支部総会開催に係る補助
- (3) 地域支部長の本会総会への出席に係る費用

(助成基準)

- 第4条 助成金額等については、次のとおりとする。同一年度内に、一回限り助成する。
- (1) 支部運営補助金
 - 一支部につき一律50,000円
- (2) 支部総会開催に係る補助
 - ア 支部総会補助金 一律 20,000円
 - イ 支部総会出席者割補助金 一人につき 2,000円
 - ウ 出席者割補助金の限度額等
 - 出席者補助金の限度額は、100人までを対象とする。

従って、地域支部にあっては、200,000円以内とする。

- エ 地域支部会員への総会案内業務 地域支部会員への総会開催案内は、地域支部役員の負担を軽減するため本部が行う。 また、発送に係る一切の経費は、本会本部が負担する。
- (3) 地域支部長の本会総会への出席に係る費用
 - ア 交通費を実費支給する。
 - イ 交通費は、鉄道賃・陸路賃・船舶賃・航空賃とする。
 - ウ 支給にあたっては、学校法人永守学園旅費支給規定に準ずるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成17年 3月5日より施行する。
- 2 この規定は、平成20年 4月1日より施行する。
- 3 この規定は、平成21年11月1日より施行する。
- 4 この規定は、平成31年 4月1日より施行する。
- 5 この規定は、令和 5年 9月9日より施行する。